

み ちか
もっと身近に

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

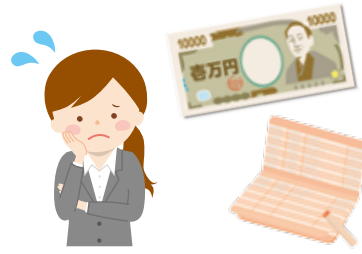


こし がや し こし がや し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
越谷市・越谷市社会福祉協議会

あなたのご家族、または支援している人で、 こんなことはありませんか？

お金の管理

- お金をたくさん使ってしまい、必要なものが支払えない
- 何回も通帳を紛失してしまう
- 定期預金を解約したいのに、銀行で手続きができないと言われた
- 保険金の受取で本人確認を求められたが、対応ができない



手続きや契約

- 行政の手続きをすることが困難
- 福祉サービスの契約をしたいが、本人は内容を理解していない
- 急に入院することになっても手続きをする親族がいない



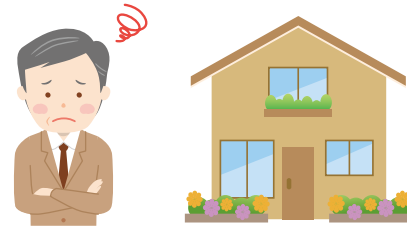
契約の取り消し

- 複数の携帯会社と契約をしてしまう
- 知らないうちに必要のない布団が購入されていた



財産管理

- 自宅を管理したり、売却することができない
- 障害のある子供に財産を残したいが、管理できるか不安



将来に対して不安・・・

- 身寄りがいなく、支援していて不安になる
- 家族がいるが、問題を抱えており、相談できるキーパーソンがいない
- 自分が亡くなったら、障害のある子供の将来が心配



成年後見制度はそんなあなたを支援します！

成年後見制度を利用することで、あなたのご家族、または支援している人の困りごとや不安を解決できるかもしれません。

ポイント

後見人ができないこと・・・身分行為に関する事（婚姻、離婚等）、家事・介護に関する行為、医療行為の同意、身元引受人や保証人になること、投資や投機的な取引を行うこと等

制度について

成年後見制度って何のこと？

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が十分でない方の日常生活を、
後見人が法律的に保護する仕組みです。※後見人は成年後見人、保佐人、補助人の総称です。

具体的には何をしてくれるの？

財産の管理

出金や入金の確認をしながら、現金や預貯金の管理をします。

契約の代理や取り消し

ひとりで行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消し等を代わりに行います。

介護・医療へのサポート

要介護認定の申請や介護サービスの契約、医療機関での手続き等を行い、ご本人が安心して生活を送れるようにサポートします。

ポイント

後見人は申立てのきっかけとなったこと（預金の引き出し、保険金の受け取り、遺産分割協議等）だけをすればよいものではなく、身上監護及び財産管理について、本人のために活動する義務があります。

後見人は誰が決めるの？

家庭裁判所です。本人にとって、どのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律や福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、福祉関係の法人、市民後見人などから選任します。

ポイント

「市民後見人」とは一定の研修を修了し、越谷市に名簿登録された市民です。ご本人に近い立場で活躍しています。

どんな種類があるの？

ご本人の判断能力に応じて、3つの類型（種類）があります。それぞれ後見人が支援できる範囲が変わります。

類型	ご本人	後見人	本人の同意
後見	判断能力が欠けている場合 例）ふだんの買い物もひとりではできない。	成年後見人	原則として全ての法律行為を本人に代わって行ったり（代理権）、取り消したり（取消権）することができる。
保佐	本人の判断能力が著しく十分でない場合 例）ふだんの買い物はできても重要な法律行為はできない。	保佐人	本人が行う特定の事項に同意したり（同意権）、取消権を行使して本人を支援します。また、特定の法律行為について、代理権を行使することもできます。
補助	本人の判断能力が十分でない場合 例）重要な法律行為をひとりで行うのは不安。	補助人	本人が望む特定の事項について、同意、取消、代理をすることで、本人を支援します。

てっづ 手続きについて

てっづ 手続きできる人は？

本人や配偶者、4 親等以内の親族（親、祖父母、子、孫、兄弟、甥姪、おじおば、いとこ等）などが申立てを行います。

ポイント

該当する身寄りがいない、または音信不通等の場合には、市長が申立てをすることができます。成年後見センターに相談しましょう。

ひょう 費用はどのくらいかかる？

裁判所に納める印紙代、切手代に 1 万円程度、他に診断書料、戸籍取得費用等の実費がかかります。原則、申立人負担となります。

ポイント

まれに鑑定が必要な場合は、鑑定料（5 ～ 10 万円程度）がかかります。

きかん 期間はどのくらいかかる？

約 2 ～ 4 か月くらいかかります。余裕をもって、手続きしましょう。

てっづ なが 手続きの流れは？

じぜんじゅんび 事前準備をしましょう

① 成年後見制度の利用の必要性を検討しましょう。

ポイント

成年後見制度では課題が解決できないこともあります。関係者や家族で必要性を検討しましょう。成年後見センターの職員や行政の職員と一緒に検討（ケース会議）をすることもできます。

② 本人の意思を確認しましょう。

ポイント

成年後見制度は本人の権利を守る制度です。本人の意思を確認しましょう。

③ 申立人（申立てする人）、後見人等候補者（後見人になる予定の人）を決めます。

ポイント

後見人候補者が必ず後見人になれるとは限りません。候補者がいない場合は、専門職団体（弁護士や司法書士、社会福祉士等の団体）へ相談することもできます。また、家庭裁判所に一任することもできます。

しよるいとう 書類等を揃えましょう

① 家庭裁判所で申立て書類（申立てセット）をもらいます。

さいたま家庭裁判所のホームページからダウンロードも可能です。

② 主治医に、診断書（類型）の相談をします。

ポイント

類型によって申立ての書類が異なりますので最初に確認をしましょう。
ただし、診断書の有効期限が 3 か月なので、注意しましょう。

③ 必要書類を揃えましょう。

ポイント

申立て書類を揃えるのが難しい場合は、司法書士や弁護士に手続きをお願いすることもできます。
費用が 10 万円～かかります（原則、申立人負担となります）。

チェック	必要書類等（詳細は申立てセットを確認）	取得先等	ポイント
手数料等			
☐	収入印紙	郵便局等	類型によって金額が異なるので注意
☐	郵便切手		
申立書・申立書類関係			
☐	後見・保佐・補助開始等申立書	申立書綴りに記入例があります。成年後見センターで記入方法の説明も可能です。	保佐の場合は代理行為目録、補助の場合は、代理・同意行為目録、相続財産がある場合は相続財産目録が必要になります。
☐	申立事情説明書		
☐	親族の意見書		
☐	親族関係図		
☐	収支予定表		
☐	財産目録		
☐	後見人等候補者事情説明書		
添付書類（※は発行日から３か月以内のもの）			
☐	本人の診断書※	主治医	申立書綴りの書式を使用
☐	本人情報シートのコピー	<u>本人の状況を把握している福祉関係者</u>	診断書記入の補助資料として原本は医師に提出します。コピーを提出すると、申立事情説明書の記入項目が省略できます。
☐	本人の戸籍全部事項証明書※	市役所	
☐	本人の戸籍の附票又は住民票※		
☐	後見人等候補者の戸籍の附票又は住民票※		
☐	本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書※	法務局	郵送でも取得が可能です。申立書綴りの書式をご使用ください。
☐ その他、本人にあてはまる添付資料 ・健康状態がわかる資料（障害者手帳、介護保険認定書等）のコピー ・収入についてわかる資料（年金額決定通知書等）・支出についてわかる資料（請求書）のコピー ・預貯金通帳のコピー ・不動産についてわかる資料（固定資産税評価証明書等）等			

書類等が揃いましたら、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に提出しましょう（申立てをします）

もうしたごなが 申立て後の流れ（申立てをすると、裁判所の許可を得なければ取下げることができません）

① 家庭裁判所の調査（面接）があります。

ポイント

申立人、本人、後見人等候補者が家庭裁判所に呼ばれます。
本人の状態により、自宅や施設で行うこともできます。

② 後見／保佐／補助開始の審判が下ります。

③ 審判の確定（2週間経過後）

ポイント

この時点で成年後見人／保佐人／補助人に就任します。

④ 登記が行われると（約3週間後）、後見人の活動が開始されます。

ポイント

後見人は法務局に「登記事項証明書」を請求します。
後見人の身分を証明し、各種手続き（年金、金融機関、行政等）に必要になります。

後見人は、初回報告の提出（登記完了から約1か月後）の他、定期報告（年1回）の提出等を行い、家庭裁判所の監督を受けます。原則、本人が亡くなるまで、後見人事務が継続します。

知っていますか？任意後見制度

判断能力があるうちに、「支援をお願いしたい人」に「支援してもらいたい事」を決めておけるのが任意後見制度です。

任意後見制度の3つのステップ

ステップ1

公証役場で任意後見契約を締結します。

ポイント

支援をお願いしたい人と公正証書で契約を行います（印紙代等で2万円程度かかります）。支援をお願いしたい人への報酬も決めておきます。

ステップ2

判断能力が衰えた時に、家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てをします。

ポイント

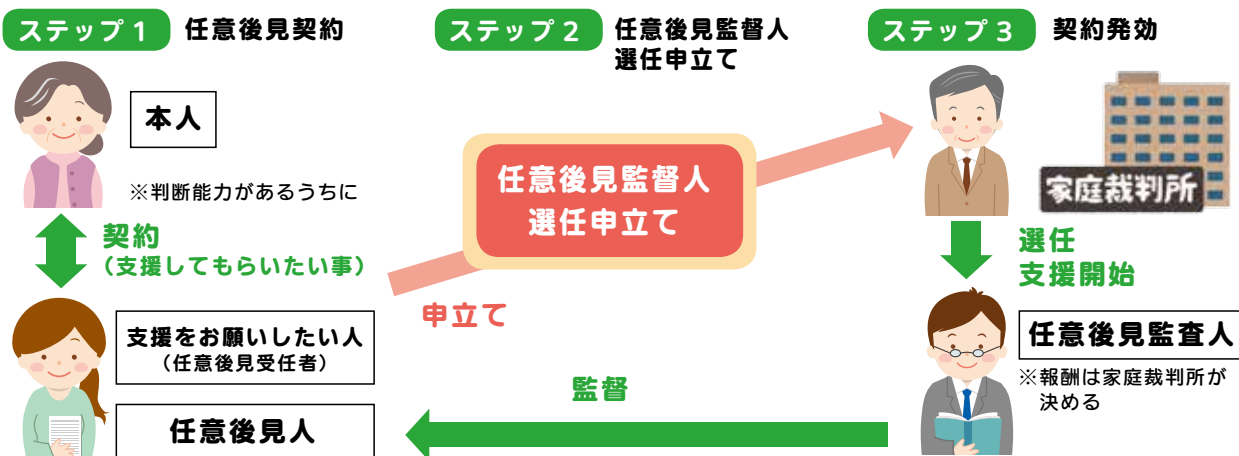
申立てできる人は本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です（印紙代等で6千円程度かかります）。

ステップ3

任意後見監督人が選任され、任意後見が始まります。

ポイント

支援をお願いする人と任意後見監督人への報酬がかかります。



成年後見Q & A

Q. 後見人への報酬は？

A. 後見人は、報酬を請求（報酬付与の申立て）することができます（親族等で請求しない場合もあります）。月額2万円程度（管理財産が1,000万円まで）の目安がありますが、家庭裁判所が本人の財産額や後見事務に応じた額を決めます。

Q. 親族が後見人にはなれない？

A. 家庭裁判所が①本人の心身や財産の状態②候補者の職業、経歴③候補者と本人との利害関係④本人の意向等を踏まえて総合的に判断します。

Q. 後見人がいれば家族や支援者は必要ない？

A. 本人を支援するチームにメンバーがひとり増えるイメージです。
後見人がひとりでもできるわけではありません。医療行為の同意や福祉のサポート等については、引き続きお手伝いいただくことをお願いしています。
申立て前には、支援者の方に〰〰部分（P4.5）へのご協力をお願いすることがあります。

Q. 後見人は信用できますか？

A. 家庭裁判所が後見人を監督し、不正ができないようにしているので安心してください。

Q. 後見人は途中でやめることができない？

A. 基本的には本人が亡くなるまで、後見人事務は続きます。ただし、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可ができれば辞任や交代することができます。

ご本人の権利を守り
安心して暮らしていくために、
成年後見制度を利用しましょう

成年後見に関するお問い合わせ

◆成年後見制度の申立てに関すること

- さいたま家庭裁判所 越谷支部
越谷市東越谷 9-2-8 ☎ 048-910-0123（後見係直通）

◆任意後見契約・公正証書遺言に関すること

- 越谷公証役場
越谷市赤山本町 2-11 プランドール雅ビルⅡ 3 階 ☎ 048-962-2796

◆登記事項証明書の交付申請に関すること

- 東京法務局 民事行政部 後見登録課（郵送申請の場合）
〒102-8226
東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
☎ 03-5213-1360（ダイヤルイン）
- さいたま地方法務局（窓口申請の場合）
さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎
☎ 048-851-1000

◆越谷市の成年後見制度に関すること

- 成年後見センターこしがや
越谷市越ヶ谷 4-1-1 ☎ 048-966-2281（直通）
- 越谷市役所 地域包括ケア課
越谷市越ヶ谷 4-2-1 ☎ 048-963-9163（直通）
- 越谷市役所 障害福祉課
越谷市越ヶ谷 4-2-1 ☎ 048-963-9164（直通）

【問い合わせ】

048-966-2281

- 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 窓口での相談をご希望の場合は、事前に
電話でご予約をお願いします

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会
成年後見センターこしがや
〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-1-1
(中央市民会館 1 階)

案内図

